

瀬戸内市立牛窓中学校体育館空調設備整備工事
瀬戸内市立邑久中学校体育館空調設備整備工事
瀬戸内市立長船中学校体育館空調設備整備工事

(設計施工一括発注方式)

実施要綱

令和8年6月
瀬戸内市教育委員会

(趣旨)

第1条 この要綱は、瀬戸内市（以下「市」という。）が、瀬戸内市立中学校体育館空調設備整備工事（設計施工一括発注方式）（以下「本業務」という。）を実施するに当たり、民間事業者の技術やノウハウを最大限活用することで本業務の早期の整備実現を図るために必要となる、事業者の選定、当該事業者による空調設備の整備について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 空調設備

市内の中学校体育館（実施要領参照）に整備する空調室内機、空調室外機及び制御のための設備、エネルギーの提供設備を含めた、空調設備を稼働させるために必要な全ての設備をいう。

(2) 事業者

空調設備の整備に関連する設計業務、工事監理業務、工事施行业務も含めた空調設備の整備を行う事業者をいう。

(3) 実施要領

空調設備を整備する事業者を選定するため、日程、応募方法、費用負担、手続き、整備条件、提案書等に関する事項を定めたものをいう。

(4) 提案書

市の募集に応じて、事業者が提出する空調設備に関する提案等を記載した書類をいう。

(5) 提出書類説明書

提案書の作成に当たり、書類の作成方法及び様式を定めたものをいう。

(6) 事業者選定基準

事業者を適切に選定するために市が定める基準をいう。

(7) 選定事業者

提案書を提出した事業者のうち、市が空調設備整備工事の請負先として決定した事業者をいう。

(8) 契約

市と選定事業者による、空調設備を整備するための契約をいう。

(9) 要求水準

空調設備の設計業務、工事監理業務及び施工業務に求める最低限満たすべき水準をいう。

(事業の概要)

第3条 市は、事業者を公募し、提案書を評価して選定事業者を決定する。

2 市と選定事業者は、空調設備の整備に着手する前に契約を締結する。

3 選定事業者は、契約に基づき、市内中学校体育館に空調設備を整備する。

4 市は、選定事業者が空調設備を整備後、完了検査を行い、空調設備の引渡しを受ける。

(事業者の資格要件等)

第4条 選定事業者は、市が定めた期間内に体育館に空調機器を整備することができる企画力、技術力及び供給能力を有する者とし、募集時における事業者の構成、資格要件等は実施要領で定める。

(空調設備の条件)

第5条 選定事業者が整備する空調設備は、次の各号に定める条件を満たすものとする。

(1) 実施要領及び要求水準に適合すること。

(2) 本業務の工事費は、実施要領に示す各校の提案上限額を超えないこと。

(事業者の公募)

第6条 市は、この要綱に基づき、事業者が行う業務内容、応募の方法等を示す実施要領を定め、事業者を公募する。

2 市は、本業務の実施に際し、空調設備として必要な性能を定めるとともに、事業者を選定するための評価基準を定める。

3 本事業に応募しようとする事業者（以下「応募者」という。）は、実施要領に基づき、市に対して書面により質疑を行うことができる。

(応募の手続)

第7条 応募者は、期限内に参加表明書兼契約可能件数届出書等を市に提出しなければならない。

2 応募者は、実施要領を確認した上で提案書を作成し、期限内に市に提出しなければならない。

3 募集期間及び選定スケジュール等は、実施要領に記載する。

4 実施要領は、市のホームページにおいて公表する。

5 提案書の作成に関する費用については、すべて応募者の負担とする。

(選定事業者の決定)

第8条 市は、公正な選定を行うため、「瀬戸内市立中学校体育館空調設備整備工事（設計施工一括発注方式）プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2 審査委員会は、提案書の内容について、施工体制、業務期間、価格、履行の確実性、空調設備に関する提案及び事業者の能力等を総合的に評価し、選定事業者を決定する。

3 市は、選定事業者を決定した後、その結果を公表するとともに応募者に通知する。

4 市は、事業者の選定過程において、応募者がいない場合、又は、いずれの応募者も実施要領で定める条件に満たない場合等、選定事業者の決定が困難であると判断した場合は、当該事業者を決定しないこととする。また、決定しない場合は、その旨を速やかに公表する。

(提案書の変更)

第9条 選定事業者は、提案書における誤字・脱字等の修正が必要となった場合、市に申し出て承諾を得なければならない。

2 前項の修正、変更が選定事業者としての要件に影響を及ぼす場合、市は、選定事業者の決定を取り消すことができる。

(契約の締結)

第10条 市と選定事業者は、整備着手前に、契約を締結するものとする。契約にあたり、選定事業者は見積書及びその根拠となる空調設備の基本設計相当の図書、仕様書、価格内訳書、その他市長が必要と認める資料を提出する。詳細設計図書は、契約締結後に作成するものとする。

(契約の変更)

第11条 市及び選定事業者は、選定事業者の責めによらない理由で市が特に認めるときは、協議により契約額を変更することができる。

2 契約締結後における契約額の変更については、契約に定める。

(業務内容の調整)

第12条 市は、業務に関する必要な調整を行うため、選定事業者に、次の各号に定める資料の提出を求めることができる。

(1) 空調設備の設置に関する設計業務、工事監理業務及び施工業務に関するもの

(2) 空調設備の価格の内訳に関するもの

(3) その他、市長が必要と認めるもの

2 市は、選定事業者に対し、必要に応じて空調設備の設置進捗状況等の報告を求めることができるものとし、選定事業者は、遅滞なくこれに応じるものとする。

(資金調達)

第13条 選定事業者は、空調設備の整備に必要な一切の費用を負担するとともに、すべて自己の責任において必要な資金を調達しなければならない。

2 市は、選定事業者に対する保証、出資その他資金調達に対する財政上又は金融上の支援を行う義務を負わない。

(責任分担)

第14条 本業務の実施における市と事業者のリスク分担については、次の各号を基本とする。

(1) 選定事業者が責任を持つ範囲は、以下のとおりとする。

ア 提案書における事業者の提案

イ 空調設備の調査・設計業務、工事監理業務及び施工業務

ウ 引渡し前に生じた空調設備の損害

エ 引渡し後の空調設備の品質保証

保証期間は、機器についてはメーカー保証期間を下回らないものとする。

施工に係る保証期間は、引渡し後1年間とする。

(2) 市が責任を持つ範囲は、以下のとおりとする。

ア 市が実施要領等で示した条件等

イ 市の指示、要請等に起因するもの

ウ 法令の制定、改正等による新たな負担

(完了報告)

第15条 選定事業者は、空調設備の整備が完了したときは、要求水準書に定める書類を市に提出し、完了検査を受けなければならない。

(完了検査)

第16条 市は、前条の書類の提出があった場合は、空調設備が実施要領等に示した条件に適したものであるかを確認するため、速やかに完了検査を行わなければならない。

(改善の指示)

第17条 設置が完了した空調設備が実施要領等に示す空調設備の条件及び要求水準を満たしていない場合、市は、選定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善のための措置を講じるよう求めるものとする。

(引渡し)

第18条 選定事業者は、すべての対象校が完了検査に合格した後、直ちに市に空調設備を引き渡すものとする。

(代金支払い)

第19条 選定事業者は、空調設備の引渡し後に代金の請求を行うものとし、市はこれを支払うものとする。ただし、必要に応じて前払金を支払うことができる。

(紛争処理等)

第20条 本事業に関する紛争については、発注者の所在地を所管する裁判所を第一審の専属管轄裁判所として処理する。

(著作権等)

第21条 本事業における提案書等の著作権は、応募者に帰属する。ただし、公表、その他この事業に関し必要がある場合には、市はこれを無償で使用できるものとする。

2 応募者は、提案書等に含まれる第三者の著作物について、公表、展示などの使用に関する当該第三者の承諾を得ておくこととする。

(法改正への措置)

第22条 関係法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、選定事業者は、それに従い本事業を実施することとする。

(その他)

第23条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月8日から施行する。